

平成 29 年度 (公財)高知県文化財団文化事業助成金

# 助成金申請の手引き

高知県内の芸術文化活動を行う団体、個人の方を応援します

申請期間 平成 29 年 2 月 1 日(水)～2月 28 日(火)

公益財団法人高知県文化財団

〒781-8123 高知県高知市高須 353-2 高知県立美術館内

TEL(088)866-8013 FAX(088)866-8008

## 目次

助成金の概要	……1
申請手続きについて	……2
交付決定から事業実施まで	……4
事業実施終了から助成金交付まで	……5
申請用紙記入例	……7～10
助成金の計算方法	……11
注意事項	……12

「公益財団法人高知県文化財団文化事業助成金交付要綱」別紙(第6条関係)

## 助成金の概要

---

### 助成の対象となる事業の実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

\*この期間内に実施される事業が対象となります。展覧会や出版事業など、長期にわたる可能性のある場合、ご注意ください。

### 助成の対象者

高知県内に事務所または活動拠点を有し、芸術文化活動を行う団体、個人が対象です。

### 助成の対象となる事業

次の要件を満たす事業となります。

1. 高知県内又は県外で行われる音楽、演劇、舞踏、映像、美術、古典芸能、民俗芸能(郷土芸能)、文学(出版)等に関するもの。

#### 【平成28年度助成事業団体】

- ・「香南市・赤岡町「赤れんが商家」における近代能楽集の上演による歴史的建築空間の再構築」 絵金のまち・赤岡町家再生活用プロジェクト 代表 北山めぐみ
- ・「Washi+Performing Arts? Project Vol.2」  
ふたりっこプロデュース 代表 浜田あゆみ
- ・「第2回ジョン万次郎英語弁論大会」 土佐ジョン万会 代表 内田泰史
- ・「高知交響楽団創立85周年記念演奏会(第157回定期演奏会)」  
高知交響楽団 代表 日浦啓全
- ・「高知バッハカンタータフェライン創立20周年記念演奏会」  
高知バッハカンタータフェライン 代表 中川良介

2. 明確な会計経理を実施、報告できるもの。
3. ポスター、チラシ、パンフレット、看板等に財団の助成の旨を表示すること。
4. 定期的な事業(発表会、演奏会など)は、創造的かつ新たな事業が付加される場合に限り、その付加された事業に要する経費を対象とします。

下記要件のいずれかに該当する事業は対象となりません。

1. 興行その他専ら営利、宣伝を目的としたもの。
2. 特定の政治又は宗教活動を目的としたもの。

### 助成金の額

- ・申請時の収支予算書には「対象とならない経費」(具体例は次項目に記載しています)を含めずに作成してください。
- ・収入合計額と支出合計額が同じ金額になるようにしてください。
- ・収入合計額から入場料、他からの補助金・助成金、プログラム売上等をさしひいた金額の3分の2以内の金額とします。限度額は50万円で、千円単位とします。
- ・助成金は当該事業が終了し、規定の報告書を提出していただいた後に交付します。
- ・最終的に、申請時よりも支出額や対象経費が減った場合などは、助成額を減額する場合があります。

●収支予算書の記入例、助成金額の計算方法については10、11頁をご覧ください。

### 対象とならない経費

下記のような経費は対象額となりませんので、ご注意ください。

- ・恒常的に使用する事務所を借りるための借用料
- ・事務員やアルバイト等の長期にわたる人件費 \* 事業当日や準備など、一時的な手伝いに対する謝礼は可
- ・レセプション・パーティ代、事業終了後の打ち上げ費用
- ・パソコンなど備品購入費

●不明なものがあれば、お問い合わせください。

### 申請手続きについて

---

#### 申請期間および申請方法

申請期間 平成29年2月1日(水)～2月28日(火) \* 当日必着(17時15分まで)

申請方法 所定の申請書類を用いて、(公財)高知県文化財団総務部まで郵送または持参してください。封筒の表に「文化事業助成金申請書在中」と朱書きしてください。メール、FAXでの申請はできません。

\*ご持参の場合、平日の8時30分から17時15分までをお願いします。

(公財)高知県文化財団総務部は土日祝日が休みになりますので、ご注意ください。

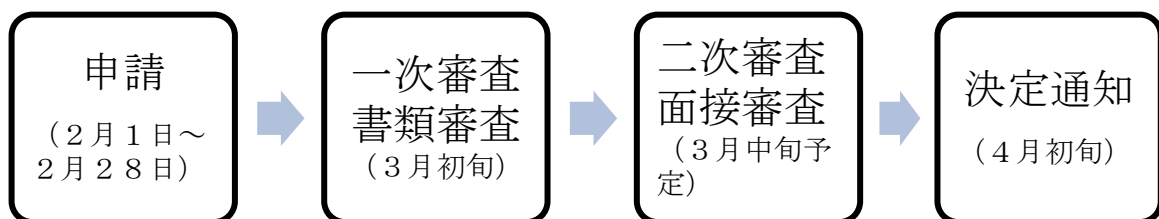
### 申請に必要な書類

- 1・交付申請書(第1号様式)
- 2・収支予算書(第2号様式)
- 3・企画書(様式1)助成金の交付を希望する事業についての企画・内容・特徴等
- 4・文化団体概要書(様式2)申請する事業についての設立目的、出演者プロフィール等
- 5・団体または個人の過去の業績、活動歴がわかる資料

\*過去に行った事業のチラシ、パンフレット、写真など。個人の場合は参加事業(個展、コンクール、公演など)、受賞歴など略歴を簡潔にまとめたもの。

- 1～4は(公財)高知県文化財団で配布しています。ホームページからダウンロードもできます。
- 1及び2は返却しませんので、必要な場合はコピーをとっておいてください。
- 3～5も原則返却ませんが、返却が必要な場合は申請時にその旨をお知らせください。
- 申請書類の記入例を7頁以降に記載していますので、参考にしてください。

### 交付決定までの流れ



- 一次審査は資料をもとに書類審査をします。審査結果は3月中旬にお知らせします。一次審査を通過した団体または個人には二次審査の日程をお知らせします。
- 二次審査は一次審査を通過した団体または個人を対象とし、審査員による面接審査を行い決定します。二次審査に出席しなかった場合失格とします。
- ただし、当該申請をしたものが、12頁に掲げているいずれかに該当すると認められた場合は決定通知後でも、助成金の交付を取り消す場合があります。

## 交付決定から事業実施まで

---

### 助成金の明記について

助成金の交付を受ける団体または個人は、印刷物等に(公財)高知県文化財団から助成を受ける旨を必ず明記してください。(記載例参照)

ただし、28年度当初に開催する事業で、印刷物等への表示が間に合わない場合は、この限りではありません。

《記載例》

例1…(公財)高知県文化財団助成

例2… 助成:(公財)高知県文化財団

例3…この事業は(公財)高知県文化財団の助成をうけています。

\* (公財)高知県文化財団は公益財団法人高知県文化財団の表記でも可

●「印刷物等」は次のようなものをさします。

ポスター、チラシ、ダイレクトメール、公演パンフレット、図録、看板、広告など

### ポスター、チラシ等のご提供について

事業のポスター、チラシが出来上がりましたら、ご提供ください。(ポスター1枚、チラシ20枚、パンフレット1部)

可能な範囲で広報に協力させていただきます。

### 事業変更について

やむをえず事業を中止または事業内容(開催日、会場、演目等)を変更する場合は、速やかに電話、メール等で連絡のうえ、文化事業助成事業変更承認申請書(第5様式)、計画の変更内訳書(様式3)または事業中止届出書(第6号様式)で必要な手続きを行って下さい。必要な手続きを怠ったときは、助成金の交付決定を取り消す場合があります。

ただし、軽微な内容変更はその必要はありません。

### 事業視察について

助成金の交付対象事業を審査員、事務局員等が視察を行う場合がありますので、招待券のご惠与をお願いします。

## 事業実施終了から助成金交付まで

実施報告書の提出 ※当該事業終了後一カ月以内に下記資料を提出して下さい。

- 1・実施報告書(第7号様式)
- 2・収支決算書(第8号様式)
- 3・当該事業の実施状況がわかる資料(写真、パンフレット、新聞記事等)

### 経費の証拠書類について

事業にかかった経費の領収書やレシートはすべて下記の要領で保管してください。

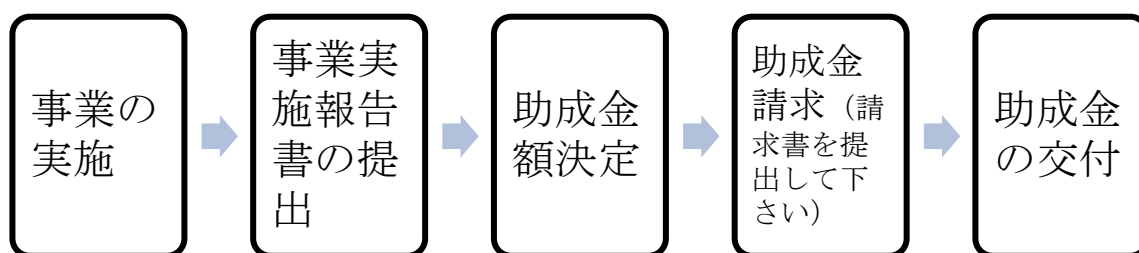
当該事業の実施報告書に領収書等の添付は不要ですが、5年間保存し、必要に応じて提出できるようにしてください。

保管不備の場合、助成金の返還をさせていただく場合もありますので、ご注意ください。

### ●領収書等の保管方法

- ・A4 の用紙に領収書またはレシートを、報告書の項目ごとに、日付順に貼ってください。この時、領収書、レシートは重ねて貼らずに、全てが見えるように一枚ずつ貼ってください。
- ・領収書の宛名は助成金の交付申請書に記載した名称で統一し、用途がわかるように但し書きを記入してもらってください。
- ・領収書の場合は購入先の印鑑またはサインがあることを確認してください。

### 実施報告書提出から助成金交付まで



- 事業実施報告書(第7号様式)は事業終了後1カ月以内に提出してください。平成30年3月10日以降に終了する事業の場合は4月10日までに提出してください。
- 事業実施報告書に基づき、助成金額を確定し、通知書をお送りします。
- 通知書を受け取ったら、規定の請求書(第10号様式)をご返送ください。請求書をいただいた後、2週間以内に指定口座にお振込みします。
- 収支決算の結果、助成対象経費が申請時より減少した場合、助成決定額が減額変更となる場合があります。

＝ 注 意 ＝

★次のような場合は交付決定後、または交付後であっても、助成金の全額または一部について交付取り消しや変更、返還をしていただく場合があります。

- 申請内容に虚偽があることが判明したとき
- 活動の実施、継続が困難であると判断されたとき
- 実施報告内容に虚偽があることが判明したとき
- 正当な理由なしに証拠書類等が所定期間(当該事業の完了後5年間)、保存されていないとき



**ご不明の点がある場合は、下記までお問い合わせください。**

(公財) 高知県文化財団総務部 企画課

〒781-8123 高知市高須 353-2

TEL 088-866-8013 FAX 088-866-8008

受付時間 平日 8:30~17:15 \*土日祝日は休みです。



第1号様式(第5条関係)

平成29年度 (公財)高知県文化財団 文化事業助成金  
交付申請書

平成29年2月10日

公益財団法人 高知県文化財団

理事長 浜田 正博 様

公益財団法人高知県文化財団文化事業助成金交付要綱に基づき、助成金の交付を収支予算書を添えて申請します。なお、本件の助成が決定した場合は、事業名・団体名等個人情報を一般公開することに同意します。

団体名 たかす合唱団

団体所在地 高知市高須××-×

代表者住所 高知市高須〇〇-〇

代表者氏名 五台山太郎 印

希望交付申請額	300,000円 *希望額を記入してください。限度額500,000円です。(対象経費の3分の2以内)		
事業名	歌でつづる高知の歴史(仮称) *事業名が決定でない場合、(予定)(仮称)等記載してください。		
開催期日	平成29年6月7日(水)14:00~15:30		
開催場所	高知県立美術館ホール		
対象者	小学生以上 *事業の対象年齢等を記入	入場者見込数	350人
入場料	一般2500円(前売り2000円)高校生以下無料 *区分等詳しく記入してください。		
連絡先	〒781-8123高知市高須〇〇-〇 五台山太郎 *連絡窓口の方のお名前を記入してください。 TEL 088-×××-×××× FAX 088-×××-×××× 携帯電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 e-mail ***@****.**		
内容等	県出身の作家、作曲家に作詞、作曲を依頼。高知の歴史を歌でつづっていく合唱組曲をお披露目する。内容については郷土史家に監修していただく。曲と曲の間には県内アマチュア劇団による、高知の歴史をたどるオリジナル劇を交える。関係する遺跡、史跡などをスライドの紹介など多彩な表現を盛り込む。		
後援・協賛団体(予定可)	高知新聞社等、県内マスコミに後援依頼予定 *予定している後援、協賛団体等があれば記載してください。		
主な添付書類	・収支予算書(第2号様式) ・企画書(様式1) ・文化団体概要書(様式2)		

■申請において得た個人情報は助成の可否通知等、本申請に関する業務以外では使用いたしません。

<p>企 画 書</p>	<p>◆企画のねらい、特徴          ◆プログラムの内容(参加出演・芸術家名等を含めご記入ください)          ◆この企画により達成したい目標 等          ※この枠内にまとめてご記入ください。</p>
<p>★企画のねらい・特徴、目標、内容(出演予定者や演奏予定曲)などを<u>具体的に</u>記載してください。          ★「別紙参照」ではなく、この枠内に簡潔にまとめてください。          ★ただし、この様式以外に<u>補足説明</u>として別紙や資料をつけることはかまいません。</p>	

記入例

## 文化団体概要書

団体名	たかす合唱団	設立年月日	1993年6月1日
所在地	〒 781 -8123 高知市高須××-×	Tel	(…)…-…
代表者氏名	五台山太郎		
設立目的	<p>(記入例)</p> <p>高知市高須を拠点に、みんなで歌うことで生活に楽しみをもたらし、元気な人を増やすことで地域に活力を生み出そうと結成。</p>		
活動実績	<p>(記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年春と秋に発表会(有料)</li> <li>・小学校、老人ホーム等でのボランティア演奏(年間50回程度)</li> </ul>		
<p>組織図及び団体名簿</p> <p>★代表者の方のお名前やメンバーの人数などをお書きください。</p> <p>★実行委員会などの場合は構成団体等がわかるようにお書きください。</p>			

収支予算書・収支決算書の説明・記入例

項目	予(決)算額	説明		
収入		前売券 2,000円×300=600,000		
	入場料収入	725,000	当日券 2,500円×50=125,000	
	補助金・助成金	400,000	〇〇財団助成金 300,000円(決定) 〇〇事業団補助金 100,000円(申請中)	高知県文化財団以外の補助金・助成金の予算額を記入してください。
	プログラム等売上	50,000	プログラム 500円×100=50,000	公演会場等でプログラム等を販売する場合等。
	広告料収入	240,000	プログラム掲載広告料	ポスター、チラシ、プログラム等に広告を載せ、広告料の収入がある場合。
	その他	50,000	〇〇会社よりの寄付 50,000円	上記以外に収入がある場合。寄付や協賛金もここに記入してください。
	自己負担金	235,000		
	申請(交付)額	300,000		高知県文化財団助成金額
合計	2,000,000			

収入項目は変えないで下さい。

項目	予(決)算額	説明		
支出	借用料	88,000	ホール使用料 78,000円 附属設備料 10,000円	会場使用料、附属設備使用料、展示品等借上料、衣装等借上料、その他
	設営・舞台費	600,000	照明 200,000円、音響 150,000円 大道具 200,000円 道具輸送料 50,000円	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具・小道具制作費、照明・音響費、その他
	出演料等	450,000	出演料450,000円(税込み)	
	宣伝印刷費	467,000	ポスター(400枚)・チラシ(5,000枚)・チケット(600枚) 357,000円、パンフレット 400冊 50,000円、立看板代 30,000円、チケット販売手数料 30,000円	広告宣伝費、立看板代、チラシ・ポスター・チケット等印刷費、プログラム・収録印刷費、台本印刷費、入場料販売手数料、その他
	謝金旅費	275,000	東京-高知 航空券5人 200,000円 宿泊費 75,000円	出演者等交通費、出演者等宿泊費、会場整理・警備賃金、通信連絡費、講演講師謝金、その他
	通信費等	120,000	ビデオ撮影費 20,000円、CD制作費 100,000円	記録費、保険料、その他
	その他	120,000		
合計	2,000,000			

支出項目は通常使用している費目等をお使いください。

収入額と支出額は同じ。

**【助成金の計算方法】** \*右の記入例をもとに計算しています。

① 支出合計から入場料収入、文化財団以外からの補助金、助成金、プログラム等の売上げを引きます。それが対象経費となります。

\* 支出合計2,000,000円－(入場料収入725,000円＋補助金等400,000円＋プログラム等売上50,000円)＝825,000円(対象経費)

\* 支出に「対象外経費」を含んでいた場合、差し引いた金額で計算をします。対象外経費は、事務所の借用料や恒常的な職員・アルバイトの人件費、パソコンなどの備品購入費、レセプション・パーティ・打ち上げ費用などです。

② 交付額は対象経費の3分の2以内です。

\*  $825,000円 \times \frac{2}{3} = 550,000円$

550,000円  $\geq$  300,000円(申請額)なので、助成金として申請額が満額交付されます。

③ 交付額は千円単位です。千円未満は切り捨てます。

#### ■満額交付にならない場合

対象経費の3分の2の金額が、申請額より少ないと満額交付になりません。

\* 例えば、申請額が300,000円で対象経費が350,000円の場合は、 $350,000円 \times \frac{2}{3} = 233,000円$ となり、233,000円が助成金として減額交付されます。

## ご注意ください！

以下のいずれかに該当する場合、助成金交付は認められません。決定通知後でも、助成金の交付を取り消す場合があります。

「公益財団法人高知県文化財団文化事業助成金交付要綱」別紙(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴料団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を給与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。